

事務連絡  
令和4年5月17日

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 要介護（支援）認定新規申請時における説明の注意点について(周知)

平素は、本市介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

この度、要介護（支援）認定新規申請中の被保険者の負担割合について誤認が生じる事案が発生しました。

つきましては、要介護（支援）認定新規申請されるご利用者様等への説明時の注意点を下記のとおり周知しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 要介護（支援）認定の新規申請中に暫定で介護サービスを利用する際は、認定結果が非該当となる可能性があること、負担割合は認定結果が出るまで確定しないことを説明し、全額自己負担になる可能性及び負担割合が1割～3割になる可能性について周知してください。
2. 負担割合は、本人の合計所得金額や世帯状況の変更に伴い、適用期間内に変更となる可能性があることを説明してください。
3. 給付制限（滞納期間に応じ、一定期間負担割合が引き上げられること）について説明してください。  
※ 給付制限は、要介護（支援）認定申請の更新申請、区分変更申請の際も判定の対象となります。  
※ 認定結果確定後、必ず被保険者証にて給付制限の有無を確認してください。

各務原市役所健康福祉部  
介護保険課介護保険係  
電話 058-383-1778(直通)